

## 宇都宮地方裁判所委員会（第9回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成19年2月7日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，佐藤主税，柴恵子，代田郁保，関隆一，相馬良博，園尾隆司，田中徹歩，伴靖

※吉光寺ヒロ子，馬嶋孝，水越久夫は欠席

（庶務）

堤博美事務局長，江川智津乃事務局次長，望月克彦総務課長，塩原義裕総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

園尾委員長，堤事務局長

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

(2) 委員長の選任

委員長に園尾委員を選出した。

(3) 意見交換等

① 裁判員裁判実施支部について

- ・ 裁判員裁判実施支部について説明（説明者）
- ・ 静岡地裁では，浜松支部と沼津支部で実施されることになるが，裁判員が今回は沼津，次回は浜松に行くといったことになるのか。（委員）
- ・ 支部で実施する場合，裁判員は支部の管轄する地域内においてそれぞれ選ばれることになる。（説明者）

② 裁判員裁判実施のための増築計画について

- ・ 裁判員裁判実施のための増築計画について説明（説明者）
- ・ 裁判員は，3階評議室兼待合室と2階法廷の間を行き来することになるのか。（委員）
- ・ そのとおりである。（説明者）
- ・ それぞれの法廷の傍聴席の数は，どれくらいか。（委員）
- ・ 確定してはいないが，205号法廷が従来の合議法廷の傍聴席48席とほぼ同程度，206号法廷が60席程度である。（説明者）
- ・ 傍聴席の椅子は，現在と比較して大きくなるのか。（委員）
- ・ 基本的には，現在と同じ大きさを想定している。（説明者）
- ・ 今回二法廷が増築されることになるが，将来的な事件数の増加を予測してのことか。（委員）
- ・ 増築計画においては二法廷とされたが，必要が生じれば既存法廷の改修によって対応できる。（説明者）
- ・ 裁判員模擬裁判では，スクリーン，ボードといった機器によって法廷でパフォーマンス

ンスを行ったが、関係機器はどのように盛り込まれているのか。(委員)

- ・ 全国統一規格となるため、現時点において完全な内容は分からない。(説明者)
- ・ 本当の事件で被告人等がいる場合、法廷内に模擬裁判のように機材が置かれ、配線が走り回っているとすれば、普通に裁判ができるのか、色々刺激を与えないだろうかと懸念、不安を抱えている。コードや機材等が内蔵済みで、スクリーンだけが出てくるようなシステムであれば良いと考えているがどうか。(委員)
- ・ 他庁では、既存施設である法廷がOAフロアに改修されているものもある。宇都宮地裁の場合は、スクリーンを天井から吊し、配線についてはOAフロアで埋設することになる。(説明者)
- ・ 託児施設は整備しないのか。(委員)
- ・ 裁判所外の施設を利用できるようにする方向である。裁判所の最寄りの市役所が保育施設を紹介することとし、その旨を厚生労働省から市町村に依頼する方向である。(説明者)
- ・ 傍聴関係についてのバリアフリーはどうなっているか、車椅子などでも傍聴可能なのか。(委員)
- ・ 傍聴関係者にはエレベーターを利用して法廷に入ってもらおう。法廷内には車椅子スペースを確保するために、取り外し可能な着脱式椅子が整備される。(説明者)
- ・ 被告人が車椅子を使用する場合はどうなるのか。(委員)
- ・ 専用階段の手摺りに昇降機を取り付けることが考えられる。(説明者)
- ・ パワーポイントを使用する際のスクリーンの位置は、どの辺りになるのか。(委員)
- ・ 現実に設置する際には、使用する方から意見を聞くことになる。なお、裁判員席、検察官及び弁護士席にモニターを設置することになれば、メインのスクリーンは傍聴人も意識した位置になることも考えられる。(説明者)
- ・ 傍聴人に対して、何をどこまで見せるのかという問題もある。分かりやすく開かれた裁判という観点から言うと、スクリーンに映した方が良いのかも知れない。一方でプライバシーの問題もある。(委員)

### ③ 裁判員制度全国フォーラム 2007in 栃木の結果について

- ・ 裁判員制度全国フォーラム 2007in 栃木の結果について説明 (説明者)

### ④ 環境整備のために何をやるべきか

(司会・委員長)

- ・ フォーラムにおいては、仕事と裁判員の職務との関係、施設整備の関係、裁判員の身の安全確保についての関係、以上の3点について主に議論がされた。まず、仕事と裁判員の職務との関係についてどのように考えるか、今後有給休暇制度が広まっていくことになるのか、これらの点について、率直な意見があればお伺いしたい。
- ・ 多くの開業医は、医師一人で開業している。裁判員に選ばれた場合には診療を閉じるか代替りのドクターを頼まなければならない。代替りのドクターを頼めず、診療を閉じることもできない場合、どのように考えたら良いのか。(委員)
- ・ 現在一般的に言えることは、柔軟に対処するということであり、例えば人命にかかわるような状態にある場合、あるいは手術の予定があるといった場合には、当然免除されることになる。内科で、緊急性が少ない開業医の方が医院を閉めて出席すべきか

どうかは、御本人の御意見をよく伺って、それを尊重して判断することになるろう。(委員長)

- 連合では春闘において、裁判員制度に関して呼び出された者に年次休暇を与えるについて、労使間でのルール化要求を行うよう指導している。しかし、年休の許可を与えるのは上司であり、企業側が国民の義務として優先的に考えるよう、日本経団連、経済同友会等の経営者団体に働きかける必要がある。(委員)
- 今の状況で出頭することができる人は、公務員か大手企業勤務の人しかあり得ず、自営業、中小企業勤務といった働いている人の90パーセント以上は無理である。最終的に本人に委ねられるということであれば、責任感、本人がどう思うかである。しかし、自分が国に対して何をしたいのか、という義務感が日本の国民にはない。そこで学校教育の中でどのように取り上げていくのか。長い目を見たときに、これは非常に重要な問題である。小学校で制度を取り上げ、父母が裁判員に選ばれたときに、子供が誇りに思えるようになれば、親の側も違ってくる。子供から「お父さん、裁判員になったんだ。」と言われ、せっかく裁判員になったのだから、会社に何と云ってでも参加すると思えるかどうか。これは大きなポイントである。(委員)
- 機運の高まりだけでは制度は定着しない。小学校の段階からこういう制度があり、それは国民の義務であるということ定着していかない限り、辞退者ばかり出てしまい制度が成立しないのではないかと感じている。しかも、義務だけではなく相当の責任を持つわけであり、我々素人が一つの判決の問題を調べもせず裁判所に行くなどということは、徹夜でも調べたい私個人の習性から簡単にはできないわけである。(委員)
- 内閣府の調査結果によれば、参加したくないが78パーセントらしい。これは厳しい数字である。やはり何らかのことをやって行かないと、この数字を下げることは相当厳しいと感じる。(委員)
- これは義務である、これは国民の務めだというような、インセンティブを何か示す必要があるのではないか。これは国民の務めだといったものが恐らく多くの国民になるのではと思う。その辺りが未だに見えないから、国民は嫌というよりも、どういうことをやって良いのか実際のところわからず不安であると思う。私自身も具体的に全然見えてこない。PRの上で何か足りないのではと思う。裁判所が努力している割には、何かそれが良い方向に行っているとは思えない。時間ばかりが経過していると少々心配している。(委員)
- 新聞に投稿されている方、模擬裁判あるいはフォーラムに参加した人は、概ねプラス方向に考えている。このような機会を増やすというのも当然必要であるが、起死回生の方法を見つけないと厳しいと感じる。(委員)
- 裁判員制度を何のために導入するのか、本質論をしっかりと国民に示すことである。国民にとって法曹は遠い存在であり、裁判員になった者としてはどの程度の責任、知識を有しなくてはいけないのか、まず先に感じるのである。自分は何のためにやるのか、何が求められるのか。それは、普通の感性の一般常識という範疇の中で決断をするためであるから、知識がなくても普通の人間として出頭すれば事が済むんだな、といった安心感を与えるべき本質にかなった言葉を整理し、キーワードを発していかな

ければ、国民には分からないのではないかと思う。(委員)

- 正論であり、しっかりと国民に伝える必要がある。対策としては、テレビとか映像といった影響力があるものを使えば良い。議論をぶつけ合って、評議を進める、そういう場면을映像で示すことが一番早いと思う。(委員)
- 法律の専門家だけではなく、市民が参加しなくてはこれからの裁判制度は駄目なのだという点に説得力がないのである。「いや、違うんだ。」と我々に示し、説得してもらえば、全員とは言わないが、国民は「やりましょう。」ということになるだろう。しかし、78パーセントといった多くの人が参加したくないということは、やはり裁判員制度がどういう制度であるという本当の趣旨が、現在も浸透していないからだろう。(委員)
- 裁判員制度についての周知は、相当広範囲に、制度の趣旨を含め国民に定着していると思う。ただし、仕事の関係など色々な意味で積極的に参加しにくいという側面があることはデータから見て間違いない。そこには不安というか、目に見えない部分があり、そのような数字になっていると思う。不安の解消には教育の力を待たなくてはならないだろうが、余りにも長期的な問題になる。裁判傍聴とか模擬裁判といった目に見える形での広報機会を更に増やす以外にはないだろう。検察審査会の制度が相当機能している側面からすると、国民が裁判員制度の趣旨が分かれば、積極的に参加すると思っており、悲観はしていない。(委員)
- 現在、被害者の感情論の部分が、非常に取り入れられているが、そういうものを生かすために裁判員制度が始まったと誤解している人が結構おり、少し危険だと思う。被害者が弁論できるというような新聞記事を見ると、裁判員制度と被せ合わせてしまって不安である。(委員)
- テレビというのは、映像でしかなく自分の世界ではない。学校での教育と模擬裁判などの実際に自分が体験できる場を、たくさん作った方が良いと思う。(委員)
- 環境整備といっても、託児の問題などは、裁判所、国の側の問題であり、予算上の制約はあるにせよ、整備はできると思う。しかし、国民との関係は時間がかかり大変だと思う。環境整備の面での一番の問題は、裁判員の意義などに対する国民の理解という問題なのである。(委員)
- これまで出前講義に行って色々説明を行い、また、具体的にどういう手続になるのかをみるために模擬裁判もやってみた。説明会、シンポジウムなどのイベント的なものも手掛けている。これからどういうことを行えば、一番効果的であろうか。(委員長)
- 先ほど学校の問題が出たが、学校で月1回くらい授業で裁判員制度を取り上げ、家に帰ったら児童、生徒から父母に色々お話ししてください、ということだけでも違うと思う。子供から言われれば、親の方も、学校の授業で子供たちも制度の重要さを勉強していると理解する。これが重要なポイントである。(委員)
- 最近では、これまで生の裁判を見たことのなかった学校の先生方が、実際に裁判所で裁判を傍聴し、インパクトを受けて是非勉強したいといった雰囲気が出てきている。そこで現在、教育委員会とも話をしており、このように少しずつ浸透できればと考えている。それから、宇都宮地裁では「宮っ子チャレンジ」という中学生の体験学習も受け入れている。(庶務)

- 学校関係は一つの手だが、先生が間違っただけを教えたらいけないので難しいところである。裁判所の人間が必ず学校に行くなどは、人的な面からできないであろうから、何かマニュアルみたいなものがあればと思う。先生方に熱心に教えていただけるかどうかという問題もある。(委員)
- 学校といっても、小学から大学まである。まず最初に力を入れるのはどの辺りだろうか。(委員長)
- 将来を考えれば小学校が良いだろうが、全部やれば良いのではないか。大学では、どの授業でも、法学部、外国語学部、どの学部でもやれば良い。新入生全員を集めたガイダンスでも良い。どの学年というのではなく、全部やるような努力、方向でもっていったら良いのではないか。(委員)
- 私は小学校高学年くらいに、先生から法律とは最低の道徳と言われ、そのときから法律がどういうものかといえば道徳の最低なものであり、道徳の崇高なものは、もっと上に行くものであると、そういうイメージなのである。学校の授業から道徳の時間はなくなってしまったが、現在の教育改革の中で、青年会議所は、修身の時間を復活させるべきだと訴えている。本当に小さいときから、レベルに合わせて、大学であれば特別講義で、そういう時間があればよい。(委員)
- ただし、それを日本でやると、戦前のイデオロギーとすぐ結びつけられてしまう。合意ができていないから、同じ方向を向けば戦前のイデオロギーに結びつけられ、レッテルを貼られてしまう。特別授業で行うというのは難しく、個々の先生方に努力してもらおうしかないだろう。(委員)
- 裁判所から手紙がくる、裁判所から説明にくるとということには凄いインパクトがある。経営者団体などに、現実問題として2009年の5月からいよいよ始まるその予告といって手紙でも出す。裁判員制度の法律はこうであり、それぞれの組織の中には是非周知を、あるいは、来いと言われれば説明に参りますと手紙を出せば「ギクッ」とするだろう。他人事と思っていたが、いよいよ本当に始まる、いよいよ企業内でも環境整備をしなければと「ドキ」と感じるだろう。この「ドキ」がインパクトになる。広告代理店にでも頼んで、インパクトのある手紙作戦でもやられたらどうか。企業に限らず、学校関係、労働組合など、組織、団体は色々ある。(委員)
- 栃木県内の小学校数は分からないが、「理解をお願いします。」と全部の校長あてに出したらいいだろう。(委員)
- 選ばれた人の事業所に「この人は選ばれたので、是非とも送りだしてもらいたい。」といった手紙が裁判所から送られてきたら、「きてるから、お前、行ってこい。」という感覚にはなるかも知れない。アシストすることになるだろう。(委員)
- 実際に検察審査会でも、上司に理解がなく、できれば社長に連絡をしてもらえないかというような要望がある。そういう場合、検審では電話をしている。(庶務)
- それは、凄く効果があると思う。働いている人にしてみれば、やはり上司に言いにくい部分がある。裁判所から会社に連絡してもらえれば、非常にやりやすいと思う。(委員)
- 例えば、連合の加盟組織に手紙を出したいから名簿をくださいと依頼するなどして、裁判所からダイレクトメールを出せばよい。(委員)

- ・ PRするについては、やはりマスコミを使うべきだろう。イベントや模擬裁判などに参加した人は制度を理解しているのだから、参加する機会をどんどん増やしていくことも必要である。そういう意味では、まだまだ足りないという感じがする。(委員)
  - ・ 組織だっているところに対しては、理解させるための方策はあるが、組織だっていないところが問題ではないか。裁判員裁判という言葉さえ知らないのが沢山いるということである。裁判員に選ばれたら、そのときにどうするかといっても、根幹を理解していないのである。(委員)
  - ・ ダイレクトメールは、中小の事業所であっても一番効果があるだろう。また、選ばれたときに、「この人が選ばれました。」という話が裁判所からあれば、これは一番効果がある。実際に制度が始まり、てこ入れする場合は、それが最も効果があると思う。来ない人が90パーセントから30から40パーセントくらいになり、間違いなく改善されるだろう。(委員)
  - ・ 参加を促進するためには、選ばれた人の事業主に対して、裁判所からもきちんとした説明、要請を行うということが大変重要であると思う。(委員)
  - ・ 本日は、新しい、焦点を絞ったという意味での、裁判所からの直接的な情報の提供について御意見をいただいた。どちらかといえば、これまでは一般的な情報提供がほとんどであったが、本日の御意見について、今後、できる部分が何かないか分析した上で、改めて検討してみたいと思う。機会を改め、咀嚼できたところにもう一回ご意見をお伺いするようにしたい。(委員長)
  - ・ 次回のテーマについて、意見があればお伺いができればと思う。例えば、今大きく動いているものでは、司法支援センター・法テラスが栃木県でも発足し、民事、刑事に渡って司法関係の支援をするという、新しい仕組みが動いているが、司法支援センター栃木地方事務所長に当委員会にゲストスピーカーとして加わっていただき、どのようなことが行われているのかお話をいただいた上で、色々意見交換をする方法もある。また、他にも新しい問題が出てきており、検察審査会の新しい制度の動かし方であるとか、労働審判が間もなくスタート1年になるというところで、大分実績が出てきているなど、テーマは色々あり得るが。(委員長)
  - ・ 法務省的な目で見ると、やはり、司法支援センターの関係、一方では相談が殺到した、あるいは期待外れではというような、そこら辺の実情、それに対する皆さんのご意見、こうすれば良いのではといった意見も承れば参考になると思う。(委員)
  - ・ 司法支援センターができてから、私たちの仕事の内容が、以前と比べると色々な意味で変わってきてる部分がある。そういう意味では、新しい制度の下で、仕事の在り方についても変わってきてるのかなという感じがしないでもない。テーマとしては良いテーマだと思う。(委員)
  - ・ 司法支援センター栃木地方事務所長を当委員会にお呼びし、直接にお話を伺ったり、意見交換などすることとする。(委員長)
- (4) 次回開催日について
- ・ 次回は、平成19年5月30日(水)とし、午後1時30分から午後3時30分まで宇都宮地方裁判所で開催したい。(委員長)

以 上